

平成29年生駒市農業委員会第4回定例会会議録

会議主管課	農業委員会事務局		
会議開催日時	平成29年4月12日(水)午後2時00分		
会議開催場所	市役所 403・404会議室		
出席者	会長	7番 高枝敏治	
	委員	1番 吉田勝彦	2番 中田建彦
		3番 中村耕作	5番 西本浩三
		6番 中井輝夫	8番 上武 猛
		9番 尾山高生	10番 田中勇治
		11番 阪口登美雄	12番 奥山繁幸
		13番 田口利彦	15番 北川治夫
欠席者	4番 田中忠司	14番 吉田吉明	
説明者	事務局	局長 岡田 敬	局長補佐 巽 眞一
		係長 吉岡 浩	係員 増本 量俊
傍聴者	なし		

---

会議次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 3 特定農地貸付けの承認申請について
- 4 農地法第18条第6項の規定による受理通知の取り消しについて

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会について
- 5 地籍調査において地目変更となる農地の照会について

その他

- (1) 利用状況調査について

(2) その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により高枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

3番 中村耕作 5番 西本浩三 6番 中井輝夫

議案第1号 「農地法第3条許可承認について」の説明を事務局に依頼

〔議案読み上げ〕

○係長

No.1～2の申請地の位置について

近鉄萩の台駅の北約300mのところに位置する生駒市萩の台地内にある農地

No.3～6の申請地の位置について

萩の台住宅地の東約350mのところに位置する生駒市乙田町地内の農地

申請理由について

高齢等の理由により耕作を継続していくことが難しいことから、農業経営の拡大を検討していた使用借人に無償で貸すこととなった。また、使用借人は、今までも近隣で農業経営を行ってきたことから、必要な農機具等は所有。

農地取得の下限面積要件について、使用貸借する農地及び現に所有している農地の面積を合わせて20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～6について地元農業委員として、会長の方から補足説明。

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条許可申請承認について」

の説明を事務局に依頼。

議案第2号「農地法第5条許可申請承認について」

○係長 [議案読み上げ]

○係長 議案の内容について説明

No.1～3 申請地の位置について

生駒市高山町庄田地区内、高山溜池の南約400mのところに位置する農地

申請理由について

譲渡人は、相続により、本申請地及び隣接する住宅を取得したが、この場所での居住及び営農を続けていく意思がなく、当該地域で住宅を探していた譲受人に対し、その住宅の裏庭として本農地を譲り渡すことになった。なお、本地域は、市街化調整区域であるため、庭としての利用はできるが、建築物の敷地としての利用はできない。次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって地元水利組合及び隣接農地の同意並びに土地改良区の意見書も添付されている。

本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会においてご承認をいただくと、本申請を奈良県農業会議への意見照会及び奈良県知事に進達するという流れになる。

現地調査について

今月7日に、会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施。周辺農地への影響等につきましても問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～3について地元農業委員の尾山委員へ補足説明を依頼

○尾山委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言。

事務局に奈良県農業会議への意見照会及び奈良県知事宛に進達を依頼。

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○係長 [議案読み上げ]

○係長 議案の内容について

No.1～3 申請地の位置について

生駒市高山町傍示地区内、奈良交通傍示南バス停の西南に隣接する農地

申請理由について

本申請について、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもの。生駒市では、遊休農地対策の一環として、この

法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要であるが、農業委員会の承認を得ることが必要であるため、本申請が出された。

この案件は、高齢等を理由として農業経営をしていくことが難しいことから、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～2 について地元農業委員の上武委員へ補足説明を依頼

○尾山委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

議案第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知の取消しについて」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 本件のような事象の発見は相当困難であり、制度改正の推進委員に期待したいが、事務局として対策等考えられないか。

○補佐 本件のような事案は通常あり得ないことである。今後の申請に際し、実印および、その印鑑証明書の提出を考えており、当該人にもそのように指導したところ。

○委員 今後はどのような対策を考えているか。

○係長 すぐにこのような制度運用を開始できない。制度改正後の推進委員の経由印、印鑑登録証明書取得等の運用を検討すべき。その上で制度面について他市状況も参考にしながら精査、本委員会への提案を経て広報等により十分に周知し、例えば月初をめどに制度運用を開始するなど考えたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知の取消しについて」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号 「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 「議案読み上げ」

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。

No.1～6については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。このうち3筆について、議案第2号で審議されたように、農地転用申請が出ている。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係長 「議案読み上げ」

申請地の位置について

山崎浄水場の南側に近接する農地。

報告事項

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴わない農地転用であり、農業用倉庫用地を目的としている。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係長 「議案読み上げ」

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 「議案読み上げ」

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、所有者等から法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会のあったもの。

No.1 及びNo.3 及びNo.5 については、農地転用手続はされたが、地目が農地のままにされていた土地。No.2 については、線引き以前から建物の敷地になっていたが、地目は農地のままの土地。No.4 については、農地法施行規則第32条第1号による転用手続がされた農地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員さんと現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したものである。

報告第5号 「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○係長 「議案読み上げ」

本来全項目申し上げるところであるが件数が多いため各自ご一読いただくことでご容赦いただきたい。

本報告は、生駒市の地籍調査の担当部局から、生駒市鹿畑町、高山町、及び上町地内でおこなっている地籍調査に際し、農地から農地以外の地目に変更になる農地について確認の照会があったもので、地元農業委員と現地確認を行うなどをして、4筆を除いて、すでに農地性がないと判断をして回答をしたものを報告しているものであり、国道163号線の道路敷の一部となっている、転用手続きはされているが地目変更手続きがされていない、あるいは、従前から建物の敷地となっていたものである。なお、地籍調査に基づく地目変更については、国の認可が必要なため、実際の地目変更までには、約1年かかる。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 4号No.4の用悪水路とはどのような意味か。
- 係長 本来地番を持たない水路に地番が付与されたことに伴い、登記の整理上地目として付されたものであり、決して汚水が流れている意味を指すわけではない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 「その他」  
農業会議から「農政なら」が刊行されたので、ご一読いただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について  
定例会 5月15日(月) 午後2時から401・402会議室  
現地調査 5月10日(水) 午後1時30分
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 閉会宣言

午後2時45分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号            3番   中村耕作

---

議席番号            5番   西本浩三

---

議席番号            6番   中井輝夫

---